

## 一般事業主行動計画

すべての職員がその能力を発揮できるような雇用環境の整備を行うとともに、仕事と子育てが両立できるようにするため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年11月1日 ～ 令和9年10月31日までの5年間

2. 内容

目標1：育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育休取得・職場復帰をサポートする。

〈対策〉

- 令和4年11月初旬～ 全職員に対し、「育休復帰支援プラン」や両立支援制度、育児休業給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する。
- 令和4年12月中旬～ 育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」策定開始
- 令和5年2月中旬～ 復帰後における現職また現職相当職への復帰のため、業務内容や体制の見直し

目標2：妊娠中や産休・育休復帰後の女性職員のための相談窓口を設置する。

〈対策〉

- 令和4年11月初旬～ 相談窓口の設置について検討
- 令和4年12月中旬～ 相談窓口の設置について職員への周知